



令和5年4月4日

大阪府教育庁

教科書事務主管課長 様

一般社団法人教科書協会

一般社団法人全国教科書供給協会

令和5年度 文部科学省 「学習者用デジタル教科書普及促進事業」  
各教科書発行者ライセンス証書類における「納品受領書」の取り扱いについて  
(事務連絡)

文部科学省では小中学校を対象に、令和5年度「学習者用デジタル教科書普及促進事業」が行われ、関係の教育委員会・学校もご参加されることと存じます。

事業に参加する教科書発行者から、学習者用デジタル教科書ライセンス証書類が教育委員会・学校に配布されます

※各教科書発行者により配布方法(メール/郵便/配達)や配布物は異なります。

1. 各学校に配布されるライセンス証書類には必ず「納品受領書」が同送されています。  
「納品受領書」は、ライセンス証書類を受領したことを確認する書類となります。  
各学校にてライセンス証書類を受領されましたら、「納品受領書」に学校名・受領者名をご記入頂き、「教科書取扱書店(教科書取次供給所)」へご提出をお願い致します。  
(最終期日4月末)
2. 5月末頃、各設置者様宛に「学習者用デジタル教科書受領証明書・発行者学校別受領数明細表」を「大阪教科書株式会社」よりお送りいたします。  
各設置者様で内容をご確認頂き、実施機関名・確認者名をご記入の上、「大阪教科書株式会社」へご提出をお願い致します。

※ 大阪府教育庁教科書事務主管課様におかれましても、上記の通りご承知おき頂くとともに、貴所管の学校、府内の市町村教育委員会、国立学校及び私立学校にご周知くださいますようお願い申し上げます。

【添付書類】

・令和5年度 文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」納品受領書(見本)

※各教科書発行者により「納品受領書」のフォーマットは多少異なります。

以上